



## 2 監査結果の概要

1 実施期間	令和7(2025)年6月24日～令和8(2026)年3月18日					
2 監査対象	県	経営管理部、生活文化スポーツ部、環境森林部、産業労働観光部、農政部、県土整備部、教育委員会事務局				
	指定管理施設	とちぎ青少年センター、栃木県立日光霧降アイスアリーナ、栃木県総合運動公園(東エリア)、栃木県ライフル射撃場、栃木県県民の森、栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)、栃木県なかがわ水遊園、栃木県土上平放牧場、栃木県鬼怒グリーンパーク、栃木県中央公園、県営住宅(大田原地区、矢板地区)、栃木県立みかも自然の家				
3 監査の要点	①財務事務執行の合规性 ②事業の有効性、効率性、経済性等に対する管理					
4 監査手続	関係法令等根拠規定の確認、関係書類・帳票類の閲覧・突合、関係者へのヒアリング					
5 結果の概要		事 項	指摘事項	意見	合計(件)	
	第1章 指定管理業務全般に係る事項					
	第1節 県の主体的な管理と十分な関与の必要性		1	0	1	
	第2節 事業報告書の有用性と透明性の確保		1	0	1	
	第3節 管理運営資料の整備と指定管理料算定の適正化		1	0	1	
	第2章 各監査対象施設に係る事項					
	第1節 とちぎ青少年センター		1	2	3	
	第2節 栃木県立日光霧降アイスアリーナ		3	1	4	
	第3節 栃木県総合運動公園(東エリア)		6	5	11	
	第4節 栃木県ライフル射撃場		3	2	5	
	第5節 栃木県県民の森		3	1	4	
	第6節 栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)		3	3	6	
	第7節 栃木県なかがわ水遊園		4	2	6	
	第8節 栃木県土上平放牧場		1	2	3	
	第9節 栃木県鬼怒グリーンパーク		4	6	10	
第10節 栃木県中央公園		3	4	7		
第11節 県営住宅(大田原地区・矢板地区)		1	1	2		
第12節 栃木県立みかも自然の家		1	6	7		
合 計		36	35	71		
(指摘事項) 合规性又は経済性・効率性・有効性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断したもの						
(意見) 合规性又は経済性・効率性・有効性の観点から見て、著しい問題はないが改善が望ましい事項と監査人が判断したもの						

### 3 主な指摘事項及び意見の概要

区分	指摘・意見の内容	概	要	対象施設
指摘	指定管理者に対する県の主体的な管理と監督の実効性確保	<p>指定管理者制度を採用した場合でも、公の施設の適正な管理運営に関する事業遂行の一次的、最終的責任は県にある。今回の包括外部監査では協定内容を根拠にして、県との指定管理契約がある特別目的会社（SPC）以外の構成企業が管理運営する領域には、監査手続が実施できない事象が実際に発生した。</p> <p>この案件では、県との協定の締結主体が特別目的会社となり、実質的な運営を担う企業が協定の直接の締結当事者でないなど、管理・運営体制が複層化し県の協議・連絡体制が形式化しており、県による監督が十分に機能していないおそれがある。</p> <p>当該事象については「協定内容に関する理解の不十分性が原因」との説明を受けたが、そうであれば、県は、施設の管理運営の実態（実質的に運営を担う事業者の把握、事業者間の責任分担や情報共有方法、再委託の条件等）を把握した上で、事業遂行に関する協議・報告ルートや提示を求める情報の範囲を明確化し、そのことを法的根拠とともに所管部門及び指定管理者側に周知し確認を求めることによって、主体的な管理と監督の実効性を確保する仕組みを導入すべきである。</p>		指定管理業務全般 P20、21 栃木県総合運動公園（東エリア）P52
指摘意見	事業報告書の有用性と透明性の確保	<p>指定管理者から県へ提出される事業報告書について、その作成のための明確な指針が存在せず、指定管理者ごとに異なる方式で作成されている。その結果、以下のような点で解釈や処理が分かれ得る論点が散見された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共通経費の指定管理事業への配賦方法</li> <li>(2) 自主事業に係る収支の計算方法</li> <li>(3) 指定管理者となっている共同体の構成事業者や再委託先との取引の処理</li> <li>(4) 指定管理施設において保有する備品・資産の取扱い</li> </ol> <p>こうした状況は、事業評価における有用性や比較可能性を損ない、公の施設の管理状況を説明、開示する責任の観点からも課題となる。県として、事業報告書の様式をより実態に即したものとし、共通経費の配賦基準、収支計算方法、保有資産の報告、共同体の構成事業者や再委託間取引の処理方法等について整理し、明確な指針を示すべきである。</p>		指定管理業務全般 P20、21 栃木県立日光霧降アイスアリーナ P43、44 栃木県総合運動公園（東エリア）P52、53 栃木県ライフル射撃場 P67、68 栃木県県民の森 P78 栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）P89 栃木県なかがわ水遊園 P103、104 栃木県鬼怒グリーンパーク P128 栃木県中央公園 P141、142

区分	指摘・意見の内容	概	要	対象施設
指摘	指定管理料算定基準の検証と定期的な見直し	<p>公募時の指定管理料の上限額設定は、対象施設の運営状況を踏まえたコスト積算を重要な判断材料として行われるが、その判断基準の妥当性は、近年の物価・賃金上昇や対象施設を取り巻く経済環境の変化等を適切に反映して見直されるべきである。基準が固定化したままでは、実態と乖離した積算となり、公平性・透明性の観点から問題が生じる可能性がある。</p> <p>例えば、他の自治体の類似事案や業界の客観的なコスト指標を参考にするなどして、有効性と公平性を確保した指定管理料上限額の算定がされるべきである。また、コスト積算の根拠資料は、現在採用している手法の妥当性を支えるものであるため、適切に保管すべきである。</p>		指定管理業務全般 P21 栃木県立日光霧降アイスアリーナ P43
意見	P F I 事業の効果検証と県民利用の促進	<p>今回の監査で対象とした公の施設の一つである栃木県立みかも自然の家は、民間の創意工夫を活かしてサービス向上とコスト縮減を図る目的のもと、P F I 方式により実施されたが、①建設費の増加、②設置目的を踏まえた運営に対する懸念、といった事象については、事業構想段階から契約締結に至る予算・事業統制が十分に機能しなかった可能性がある。総事業費は金利・物価変動等の影響を受け増加しており、施設の整備内容・仕様が必要不可欠であったか、整備水準設定や価格配分の妥当性、提案審査方法、物価変動リスク管理が適切であったか等を事後検証し、今後のP F I 導入の教訓とすべきである。</p> <p>また、運営業務は強い独立採算制を採用しており、県内の教育目的の利用等より収益性の高い一般利用（特に県外一般）を拡大する誘因となり得るため、行政目的と事業者の経済合理性の整合を確保する観点が重要である。特に、県内高校生等以下の一般利用が料金面で従来施設と乖離し利用が伸びていない状況を踏まえ、従来施設と同等の料金水準として県民利用を促進することが望まれる。</p>		栃木県立みかも自然の家 P170

区分	指摘・意見の内容	概 要	対象施設
指摘意見	施設の魅力向上や安全性確保のための戦略策定、投資	<p>今回の監査で対象とした公の施設においては、そのほとんどで良好な運営がなされており、利用者ニーズに応じた工夫や魅力維持・向上に向けた取組が有効に講じられている状況が確認された。その一方で、施設の社会的役割や将来像を踏まえた県としての戦略策定、並びに限られた財源の中で優先度を意識した戦略的投資（設備更新・機能強化・安全対策等）を行う視点については、施設によっては必ずしも十分とは言い難い。</p> <p>主なものは、以下のとおりである。</p> <p>(1) 鳥獣被害対策等の社会的課題に資する拠点としての利活用の促進（栃木県ライフル射撃場）</p> <p>(2) 施設コンセプトの具体化をした上での指定管理者と今後の具体的な事業運営方針の共有（栃木県県民の森）</p> <p>(3) 未活用のレストランススペースの入居促進等による利用者の利便性の向上（栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ））</p> <p>(4) 老朽化による安全面、集客面のリスクを見据えた長期の設備更新・修繕計画の策定と計画的な予算措置（栃木県なかがわ水遊園）</p> <p>(5) 管理者・利用者の安全確保の観点からの水源確保手段の見直し・施設整備（栃木県土上平放牧場）</p> <p>これらの課題・論点については、県が主体的に方向性を示し、優先順位付けと投資判断を行いながら、指定管理者の取組を後押しすることが重要である。</p>	<p>栃木県ライフル射撃場 P70</p> <p>栃木県県民の森 P79</p> <p>栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ） P92</p> <p>栃木県なかがわ水遊園 P106</p> <p>栃木県土上平放牧場 P116</p>
指摘意見	現金・貯蔵品・備品の管理ルール整備と定期点検	<p>今回の監査で対象とした施設の一部では、現金の管理方法や貯蔵品の受払・残高管理、備品管理等に関し、管理・報告体制の観点から不十分な事例が認められた。指定管理者の管理・監督を行う県としても、指定管理者による運用に一任することなく、現金・貯蔵品・備品の定期的な点検・指導を通じて、資産管理体制の適正化と不正・誤謬リスクの低減を図る必要がある。</p>	<p>指定管理業務全般 P21</p> <p>栃木県立日光霧降アイスアリーナ P42、44</p> <p>栃木県総合運動公園（東エリア） P57</p> <p>栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ） P90</p> <p>栃木県なかがわ水遊園 P104</p> <p>栃木県鬼怒グリーンパーク P130、131</p> <p>栃木県中央公園 P144</p> <p>栃木県立みかも自然の家 P169</p>